

笠之原こども園 幼稚園型一時預かり利用要項（当園外児童）

1. 対象児童

保護者が出産、傷病等の理由により一時的に保育ができなくなった鹿屋市在住の就学前児童

2. 利用申込

年度ごとに幼稚園型一時預かり利用申請書（申請書）を提出して下さい。申請書の内容を変更する場合は新たに申請書を提出して下さい。

3. 利用施設

社会福祉法人 笠之原福祉会 笠之原こども園（幼保連携型認定こども園）

住所：鹿児島県鹿屋市笠之原町 46 番 15 号

電話：0994-42-2919

開所：7時～19時 ※延長時間含む

4. 利用日・利用時間

利用日は、当園の開園日のみとします。利用時間は、8時30分～17時30分を目安とし、時間を超過する場合はご相談下さい。

5. 料金料

月額保育料 30,000 円（給食費含む）

日額保育料 2,000 円

追加料金 日額給食費 200 円 延長保育料金 100 円

6. 注意事項

利用時は、幼稚園型一時預かり児童日誌または当園配布のお便り帳を毎日提出して下さい。

児童に感染症などの疑いがある場合、38℃以上の発熱がある場合、その他体調不良と認められる場合お預かりできません。

笠之原こども園の行事等により一時預かりの利用を制限する場合があります。

7. その他

児童の準備物や、施設の利用詳細については入園のしおりをご覧ください。

利用料の納入がされないとき、又は、注意事項が守られないときは、一時預かりの利用を停止、制限します。